

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和3年10月8日（金曜日）
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議
午前10時56分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

- ① 水戸市文化栄誉賞の表彰について (秘書課)
- ② 連携中枢都市圏の形成について (政策企画課)
- ③ ネーミングライツの提案募集制度の導入について (行政経営課)

2 出席委員（6名）

委員長	高倉富士男君	副委員長	佐藤昭雄君
委員	田中真己君	委員	大津亮一君
委員	栗原文隆君	委員	福島辰三君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田尻充君		
市長公室長	小田木健治君	秘書課長	篠原芳之君
政策企画課長	宮川孝光君	交通政策課長	川上悟君
情報政策課長	北條佳孝君	みとの魅力発信課長	出沼大君
総務部長	園部孝雄君	総務法制課長	上垣外泰之君
行政経営課長	熊田泰瑞君	人事課長	安里裕行君
財産活用課長	谷津茂男君	市民課長	渡邊徳子君
財務部長	白田敏範君	税務事務所長	川津英臣君
財務部参事兼 財政課長	梅澤正樹君	税務事務所 参事兼 市民税課長	佐々木信也君
契約検査課長	鈴木和男君	資産税課長	浅野一志君
収税課長	高安正紀君		

市民協働部長	川 上 幸 一 君	市民協働部長 副 部 長	小 嶋 いつみ 君
市民協働部 参 事 兼 市民生活課長	白 石 嘉 亮 君	市民協働部 参 事 兼 スポーツ課長	柏 直 樹 君
市民協働部 技 監 兼 体育施設整備 課 長	青 山 和 夫 君		
防災・危機 管 理 課 長	小 林 良 導 君	生活安全課長	村 沢 晶 弘 君
文化交流課長	沼 田 誠 君	新市民会館 整 備 課 長	須 藤 文 彦 君
男女平等 参 画 課 長	石 塚 美 也 君		
生活環境部長	佐 藤 則 行 君	環境保全課長	柴 崎 美 博 君
衛生事業課長	黒 澤 純 一 郎 君	ごみ減量課長	栗 原 千 尋 君
廃棄物対策 課 長	亀 井 俊 道 君	清掃事務所長	武 田 和 馬 君
会計管理者兼 会 計 課 長	小 田 木 義 弘 君		
選挙管理委員会 事 務 局 長	外 岡 淳 一 君		
監 査 委 員 事 務 局 長	和 田 隆 君	監 査 委 員 事 務 局 次 長	永 井 誠 一 君
議会事務局長	小 嶋 正 徳 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長	天 野 純 一 君

6 事務局職員出席者

議 事 課 長	大 嶋 実 君	書 記	武 田 侑 未 子 君
---------	---------	-----	-------------

午前10時 0分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、太田市民協働部技監が忌引のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

報告事項の説明をお願いいたします。

初めに、(1)の水戸市文化栄誉賞の表彰について、執行部から説明を願います。

篠原秘書課長。

○篠原秘書課長 それでは、水戸市文化栄誉賞の表彰につきまして、市長公室秘書課提出の総務環境委員会資料により御説明させていただきます。

初めに、水戸市文化栄誉賞につきましては、水戸市文化栄誉賞条例に基づき、日本の文化の向上発展に顕著な業績を上げ、水戸市の名を全国的に高め、もって市民の郷土愛と誇りを高揚した水戸市にゆかりのある個人や団体に対し贈るものであります。

続きまして、被表彰者及び表彰理由でございます。

今回はお二方を表彰させていただきます。

お一人目は、国立大学法人茨城大学理学部教授、岡田誠氏でございます。

表彰の理由でございますが、岡田氏は長年にわたり茨城大学におきまして、古地磁気学、古海洋学を主とした研究・教育活動を行ってこられました。

国際地質科学連合に認定され、令和2年に日本の地名を冠した初めての地質時代名、チバニアンが誕生いたしました。岡田氏はその申請チームの代表を務め、正式な認定に向けた研究活動に精力的に取り組まれました。

日本の地質学、科学史において快挙を成し遂げ、日本の文化の向上発展に寄与された功績は多大であることから表彰するものでございます。

お二人目は、公益財団法人日本相撲協会年寄、元力士の雅山関、現在は二子山部屋師匠の二子山雅高氏でございます。

二子山雅高氏は、平成10年に二十歳で大相撲の世界に入られました。初土俵から僅か2年、12場所の最速スピードで、平成12年には大関に昇進し、全国に名声を博しました。

引退後は、藤島部屋付年寄、二子山を襲名し、後進の指導に当たり、現在は藤島部屋から分家独立し、二子山部屋の師匠として相撲道の維持発展に邁進し、日本の文化の向上発展に寄与された功績は多大であることから表彰するものです。

水戸市文化栄誉賞の表彰式につきましては、令和3年12月3日金曜日、午後2時から水戸芸術館会議場にて開催する予定となっております。

2ページ以降に、岡田誠氏並びに二子山雅高氏の経歴及び表彰理由、過去の被表彰者の一覧を添付してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 それでは、内容について御質問等がございましたら、発言を願います。

福島委員。

○福島委員 岡田先生の場合には文化勲章とか、それからノーベル賞ということになると思うんだけど、それが何の分野に入るの。物理学じゃなくて地質学というのは。今まで聞いたことない分野だから。

○高倉委員長 篠原秘書課長。

○篠原秘書課長 ただいまの御質問にお答えします。

ちょっと調べてございませんで、お答えできません。大変申し訳ございません。

○高倉委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、(2)の連携中枢都市圏の形成について、執行部から説明を願います。

宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 それでは、連携中枢都市圏の形成につきまして、市長公室政策企画課作成の総務環境委員会資料に基づいて説明させていただきます。

水戸市を含めた県央地域9市町村につきましては、2008年1月に県央地域首長懇話会を設置し、2016年度には茨城県央地域定住自立圏について、議会にお認めをいただきながら協定を締結し、様々な分野における広域連携事業を推進してきたところでございます。そのような中、水戸市におきましては昨年4月に茨城県初となる中核市に移行し、連携中枢都市圏の連携中枢都市となる要件を満たすこととなりました。

連携中枢都市圏については、より広い分野での連携が可能になるなどのメリットがある制度で、全国で34圏域において既に実施されているところでございます。現在、圏域の将来像や連携して推進する取組などの協議を進めているところでございます。

1の定住自立圏から連携中枢都市圏の形成へでありますが、両制度には幾つかの違いがございます。

まず、中心都市の要件でありますが、定住自立圏構想では人口5万人以上とされていたものが、連携中枢都市圏構想では原則として中核市以上とされているところでございます。

次に、取組事項でありますが、定住自立圏構想では、生活機能の強化など生活関連機能サービスとされておりますが、連携中枢都市圏構想では、この定住自立圏構想の取組事項に加え、圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積・強化に係る分野での連携が可能となります。

次に、国からの主な財政支援でありますが、連携中枢都市圏構想につきましては、新たに普通交付税が連携中枢都市に交付されるとともに、実施した事業に応じて交付される特別交付税の金額について上限が引き上げられるものでございます。なお、周辺市町村の財政措置については変更はございません。

続いて、ページを返していただきまして、2ページをお願いいたします。

2の連携中枢都市圏が連携して推進する取組でありますが、3つございます。

アの圏域全体の経済成長の牽引につきましては、企業や産業の育成・支援、地域資源を活用した地域経済

の裾野拡大、戦略的な観光施策などに係る取組を進めていくものでございます。

イの高次の都市機能の集積・強化につきましては、高度な医療サービスの提供、広域的公共交通網の構築、高等教育の環境整備などに係る取組を進めていくものでございます。

ウの圏域全体の生活関連機能サービスの向上につきましては、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化に係る取組を進めていくものでございます。

3の連携中枢都市圏形成のための手続等でございますが、まず、連携中枢都市宣言といたしまして、圏域の中心都市が、圏域全体の経済を牽引し、住民の暮らしを支える役割を担うという意味を明記した連携中枢都市宣言書を作成し、公表いたします。

次に、連携協約の締結でございますが、地方自治法の規定に基づきまして、連携中枢都市とその近隣市町村が、基本方針や連携する取組などの事項を定めた協約について、議会の議決を経た上で締結するものでございます。

その後、連携中枢都市圏の中長期的な将来像、近隣市町村と連携して推進していく具体的取組などの事項を記載した連携中枢都市圏ビジョンの策定を行い、ビジョンに基づく施策の展開を進めていくものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

4のこれまでの経過と今後のスケジュールでございます。

令和3年2月に県央地域首長懇話会におきまして、連携中枢都市圏の形成を目指していくことについての合意をし、その後、有識者で構成される連携中枢都市圏ビジョン懇談会からの意見を踏まえながら、県央地域首長懇話会等で協議を進めているところでございます。

今後のスケジュールでございますが、11月に、先ほど御説明申し上げました連携中枢都市宣言を行うとともに、12月には連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結についての議案を提案してまいります。

その後、連携中枢都市圏ビジョンについて意見公募を行い、2月には、議会でお認めいただくことが前提でございますが、連携協約の締結、そしてビジョンの策定を進めてまいります。

3月には予算を提案させていただき、来年4月から連携中枢都市圏ビジョンに基づく施策の展開をしてまいります。

説明については以上でございます。

○高倉委員長 それでは、内容について御質問等がございましたら、発言をお願いします。

福島委員。

○福島委員 連携中枢都市圏というのは、そもそも本省は財務省、そして県は何課なのか、ここに一つも、そういう問題は議会にあって、連携協約の締結に際しても、その都市圏の形成に対する調査をしなきゃならないと言うけれども、主たる目的と、それからこれはただ、普通交付税をもらうためにやることになるの。そうとは言わないだろうから、これは連携だから。多分この2億円なら2億円の配分が9市町村にまたがってやるものなのか。まず、問題は主たる目的、事業目的だよ。そういうものは明確になっていないの。それはあくまでも11月に連携中枢都市宣言をするからそれからやるんだとか、12月には各市町村議会に議案を提案すると。連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結というお題目だけで我々には中身が分からな

い。この主たる施策に対する例、それと今までこういう事業があったかのように説明されたんだけど、これは全国で何市くらいがやっているの。まず第1点。

○高倉委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

連携中核都市圏につきましては、活力ある社会経済の維持を目的としまして、圏域におきまして連携して事業を進めていくものでございます。

現在、全国で34圏域において実施されているものでございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 活力ある都市と言って、34圏域と言っているけれども、そういうものが一つもここに書いてないわけだね。だから、あなたは分かっているだろうけれども、私はこれの説明を受けても何をやる事業なのか分からない。だから、特に連携だから、水戸市だけなのか、入っている市町村全部なのか、例えば交通体系の整備とか、河川改修とか、運動公園は全部総括でやっているからそういうものなのか、具体例というのは何なの。

○高倉委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

これらの目的の部分については、まず圏域全体の経済成長の牽引というものが挙げられてございます。

この部分について、現在9市町村で協議しているところでございますが、例えば事業者の経営強化というものが大切になってございますので、経済活性コーディネーターを増員し、広域全体で活用していく事業や、また圏域の持つ地場産品について広域で販路拡大やブランディングなどを行っていく、そのような事業について現在検討されているところでございます。

また、取組事項のイのところの、高次の都市機能の集積・強化について、現在の協議状況でございますが、例えば公共交通につきまして、新たな技術を活用した事業の研究を進めていくことやICTのまちづくり、あるいは大学との連携について盛り込むことを検討しているところでございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると今、圏域全体の経済成長の牽引ということで、経済活性化というものが示されたけれども、そういう経済活性化とは何ぞやと、やはりそういうものを具体的にやると。それから地場産業とか、ここにイとして書いてあるのは医療サービスの提供とか広域的公共交通網の構築、あくまでもこれは文章では広域的公共交通網というけれども、それは交通体系の中でバスの交通体系を考えているの。それともあと常磐線や水郡線しかないから、だからそこら辺の問題が出てくると思うんだけど。そうすると例えば、バスの交通体系だったら国道の道筋しかないし、水郡線や常磐線だったらその線路の駅を中心としたものしかないんだよ。

だから我々はこの中でも、例えば医療サービスと言ってもこれをどのようにやっていくのかというのは聞いても分からないけれども、そうするとこれは11月には出来上がるわけだ、都市宣言をやるから。

○高倉委員長 今おっしゃっていたのは、この時点で具体的にどういった事業とか出てくるんですかという話だったかと。もうちょっと詳しく。

○宮川政策企画課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

11月に連携中枢都市宣言を予定してございますが、このタイミングにおきましてビジョンの素案ということで公表してまいりたいと考えてございます。それまでに取りまとめるべく、現在調整をしているところでございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 じゃ、いいですよ、11月にできるというならそれまで待つほかしかないし。

ただ、申し上げたいのは、1ページのところに、連携中枢都市の普通交付税や何かで75万人の場合、2億円、その下では、対象経費掛ける0.8で年間1.2億円、だけど1億円とか2億円でき、9市町村でやったら何ができるんだと。構想のたたき台をつくただけでお金がなくなっちゃうじゃない。だから、その辺を、いや、これは2億円でたたき台をつくることで、後で毎年50億円とか100億円ずつ来るんだと、それならいいけれども、一つも中身が分からない。

あなたは頭がいいから何でも分かっているかもしれないが、我々には一つも、何をやりますよという具体がないんです。11月に宣言をするとあるけれども、11月には明確にしてほしいと。というのは、34圏域もやっていればさ、その今までやったところに行ってもらってくれば、みんなこういうあれはできちゃうんだから。

それでも2億円をみんなで分けたって大した仕事ができないだろうよ、令和2年度のこの間の決算じゃないけれども。不用額が123億円あって、50万円以上の不用額が93億円も余るほど出ちゃうんだから、だから2億円では何ら、ただ、いや、それは間違っていますよということなの。2億円がくればその次の年から、事業決定すれば50億円、100億円、200億円って来るんだということならいいけれども、まあそれは11月でいいでしょう。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員 今、福島委員がやり取りされたので大分私の疑問も分かったところもあるんですが、そもそもこの9市町村、資料の一番上にありますが、水戸市を含めて9市町村で人口というのは何人なんですか。

○高倉委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

令和2年度国勢調査の速報値では約70万6,000人でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうしますと、この1ページの下段で今2億円の議論があったけれども、これは75万人の場合とありますけれども、人口が達していないのでそれより安いということなんですか、というのと、それからそういうこの基準の措置というのは黙っていても水戸市に来るのか、黙って来ては来ないんでしょうか、その宣言とか計画があれば、毎年安定して来るものなんですか。

○高倉委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

こちらの75万人の場合に約2億円というのは、制度としての表記で提示させていただいたところござ

います。圏域の人口が70万6,000人でございますので、これより若干少なくなるということで考えております。現在見込んでいるところでは約1億9,000万円と考えてございます。

また、連携中枢都市になった後のお金の配分でございますが、普通交付税につきましては、特に事業の大きさにかわらず配分されるものでございます。ただし、事業としては、アの圏域全体の経済成長の牽引や、イの高次の都市機能の集積・強化の中から、事業を必ず行わなければならないということになってございますので、何もしないで配分されるということではございません。

また、特別交付税につきましては、実施した事業に基づきまして算定されますので、そちらに応じた対応となるといったところでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 ここに掲げられていること自体、あるいは先ほど説明された公共交通網とか経営活性コーディネーターとか、それ自体は別に否定する話でもないし、別に特段こうやって位置づけしなくてもできるように、国が地方自治体を支援すべき話なんじゃないかなというふうには思うんです。

そもそも地方交付税制度の改変があったときに、私どもは国会では反対したんですけども、その趣旨は、今、地方中枢拠点都市だとか、いろんな構想が乱立していますけれども、その集約化する、つまりここで言えば、水戸市は県庁所在地でもあるし、人口も多いので、そういうメリットは受けられるかもしれませんが、逆にその周辺の自治体からしますと、いろんな公共施設とか行政サービスの拠点を集約化すると、結果として周辺地域はより疲弊してしまうんじゃないかという懸念も一方では言われているわけです。

そういうことを考えますと、この構想を具体的に進めていった場合に、今さっきおっしゃったようなメニューは、それはそれとして別に否定されるものではないとさっきも申し上げましたが、逆にこの、こういうあめとむちという点でいうと、何かこういったものを逆にやらないと、こういうお金は来ませんよというような関連づけはされてはいないんですか。その点はどうですか。

○高倉委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えします。

広域行政としましては、こういった制度がなくてもそれぞれ連携することが可能でございます。ただ、こちらの制度を用いることによりまして事業費が活用できること、あるいは議会の議決をいただいての計画でございますので、それぞれの市町村で計画的、安定的に中長期的な視点を持ちながら事業を進めるというメリットがございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 ちょっと曖昧模糊としているというか、都市宣言とビジョンですか、それから連携協約にはさっきおっしゃったような具体的な事業のメニューというのでしょうか、そういうものも明記されると理解すればよろしいですかね。その点はどうですか。

○高倉委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

連携協約につきましては、連携する取組の分野について記載いたします。また、ビジョンにつきましては具体的な事業について位置づけることとされております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 出てきたときにまた議論はしたいと思うんですが、例えば1ページの下のところにもた戻りませけれども、連携中枢都市である水戸市は普通交付税と特別交付税があつて、連携市町村には特別交付税だけがあるということになっていますよね。そうすると、水戸市が何らかの事業をやると、同じことを周辺市町村がやらないといけないということですか。その辺の関係がよく分からないんですけれども、水戸市が経営活性コーディネーターを増やします、公共交通で何かやりますということと同じことを周辺市町村がやった場合に0.8掛けでお金が来ると、こういう関係なんですか。それともまた9市町村がほぼばらばらに何か考えて、そこに当てはまるような事業をやればいいということなんでしょうか。いかがでしょうか。

○高倉委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

事業を進めるに当たりましては、事業ごとにそれぞれの市町村との協議を実施いたします。そして水戸市が行う部分、そして連携市町村が行う部分と取決めを行いまして事業を実施していくものでございます。その中で水戸市が実施する事業につきまして、この普通交付税、特別交付税の利用、あるいは周辺市町村の行う部分につきまして、例えば水戸市のほうに負担金をいただいて事業を実施した場合、その負担金に対して特別交付税が交付されるなどのような仕組みになってございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 詳しくは出てきたときにまた議論をしたいと思ひます。取りあへず今日は終わります。

○高倉委員長 大津委員。

○大津委員 昨年4月に水戸市が中核市に移行したことによって、要件を満たしたのでこのような話になったということで今お聞きしましたけれども、この比較表を見る限り、取組だとか財政支援が手厚くなるということで、いいことだとは思ひますけれども、このように要件の中で政令指定都市、中核市という全国の状況は34圏域で既に実施をされているということで書いてありますけれども、今、政令指定都市と中核市は幾つありますか。

○高倉委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 ただいまの御質問にお答えします。

政令市が20、中核市が62でございます。ただし、都市圏の政令指定都市、中核市につきましてはこの対象となりませないので、この全てが連携中枢都市を形成できるわけではございませぬ。

○高倉委員長 大津委員。

○大津委員 その政令市の20と、中核市の62の中で全部がそういうふうにあてはまるものではないということでありませけれども、じゃ、あてはまるものの数はどのような状況ですか。

○高倉委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 あてはまる、あてはまらないの部分は細部の細則がございまして、明確な数字はなかなか難しいものですが、三大都市圏を除きますと、可能な政令指定都市、中核市は約50となっております。

○高倉委員長 大津委員。

○大津委員 対象が約50ということで、50が手を挙げれば、そういうふうな移行ができるということに

なると思うんですけども、今現在34圏域ということで、メリットという部分の中でここに書いてありますけれども、じゃ、何で残りの16が入っていないのか、まだ中核市になったばかりだから今後発展してそういう状況になっていくのか、デメリット的な部分があってそこに移行しないのかとかという状況はどうなのかと思って、質問させていただきます。

○高倉委員長 宮川政策企画課長。

○宮川政策企画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

中核市への移行は順次進んでございますので、まだなつたばかりの部分ということで移行できない市町村もあるかと考えます。ただし、現在なぜ移行していないのかという状況については、申し訳ございません、確認のほうはしておりません。

○大津委員 現状ということで分かりましたので、詳しくは、今、田中委員の言っていたように後ほどやらせていただきます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、この件について終わります。

次に、(3)のネーミングライツの提案募集制度の導入について、執行部から説明を願います。

熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 本報告でございますが、さきの定例会及び委員会におきまして、ネーミングライツについての御質問等がございました。それについての考え方を整理したことから、本日御報告をさせていただくものでございます。

それでは、ネーミングライツの提案募集制度の導入につきまして、総務部行政経営課提出の資料に基づき御説明いたします。

1の提案募集の目的であります。本市では、複数のスポーツ施設においてネーミングライツを導入してございます。これらはあらかじめ、市で施設を特定してスポンサーを公募する方式によって行っておりますが、これに加え、ネーミングライツの取得を希望する企業等から、対象とする施設の提案を募集する方式を導入することにより、実施施設を拡大し、市有財産の有効活用に資するものでございます。

資料に、今後のネーミングライツ導入手続の流れとして図を記載してございますが、点線で囲ったところが今回創設する制度でございます。企業等が、導入する施設を提案し、市が提案の採否を決定する、ここが今回の制度の内容でございます。

この後の流れにつきましては、従来の制度と同様に、提案について採用するということになれば、改めて公募を実施して、優先交渉権者を決定するというような、そういった流れになるものでございます。

2の提案の対象施設でございますが、提案の対象は、市が所有する施設とし、施設の一部を対象とした提案も可能といたします。

ただし、資料の、アのネーミングライツを既に導入している、もしくは導入を予定している施設、または過去にスポンサーの公募を実施した施設、イの市が執務を行うことを主体とする市庁舎等、行政の公平性、中立性を損なうとの誤解を受けるおそれが大きい施設、ウの通称を含む既存の名称が、特に市民に親しまれ定着しているなどにより、市民生活に誤解や混乱が生じるおそれが大きい施設、エの歴史に由来する固有の

名称等、施設の名称の設定に特段の経緯、理由がある施設、オのその他通称を付与することが適当でないとして市が判断する施設などに該当する施設につきましては、対象外といたします。

なお、従来方式のネーミングライツにつきましても、導入に当たっては当該基準を十分に配慮することといたします。

資料の2ページをお願いいたします。

3の提案の募集期間でございますが、提案の募集期間は、毎年度の2月から3月頃のおおむね2か月間とし、市ホームページ等で告知いたします。

4の提案資格及び提案方法でございますが、提案の資格を有する者は、法人格を有する団体といたします。提案方法につきましては、対象施設、通称案及びその通称案とした理由、希望契約金額、希望契約期間等を記載した提案書を募集期間中に市に提出することといたします。

5の提案採用後の手続でございますが、提案を採用し、ネーミングライツの導入を決定した施設につきましては、機会均等及び競争性の確保の観点から、改めて公募を実施いたします。

なお、スポンサーの選定は、原則として選定委員会を設置し、その構成は表にお示しした区分により行うことといたします。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 それでは、内容について御質問等がございましたら、発言をお願いします。

田中委員。

○田中委員 この間いろんな議論があつて、私も多少興味を持って聞いてはいたんですが、これまで水戸市で導入してきた施設自体は別に反対もしてきませんでしたけれども、そろそろ考えたほうがいいんじゃないかなと思つている面もあります。

というのは、いろいろ全国で導入している例がありますがけれども、長年住民に親しまれていて歴史もあるという公共施設に、特定の企業の名前がつくことになるわけですよ。その企業が、中には不祥事を起こして解除になつてというようなことを繰り返している公共施設も実はあるわけで、そういうことを考えると、財政的な効果も率直に言って乏しいんじゃないかなという気もするわけです。

この、例えばウの市民生活に誤解や混乱が生じるおそれ、別に水戸市の施設じゃなくて、県民文化センターが私はよく聞く話でして、ザ・ヒロサワ・シティ会館というけれども、括弧書きで、県民文化センターと書かないとみんな分からないというのが、いまだに続いていて何なんだという声をよく聞きます。

そういうことからしますと、いろいろ制限をつけなきゃならないのは当たり前だと思うんですけども、その提案を受ける場合に、そういう何ていうんでしょうね、その手間と、これは年額10万円以上であればものによっては名称をつけられちゃうわけですが、そういう金額の根拠というのは一体どういうふうを考えているのかということを知りたいんですよ。つまり、手間がいっぱいかかる割には収入があんまりないんじゃないですかということと、それからそういうリスクもあるし、そんなに積極的にやるべきことなのかなという根本的な疑問があるので、その点について見解をお聞きしたいと思います。

○高倉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

今回の提案募集制度につきましては、行政側としてもこれまでは行政が特定の施設について、これについてネーミングライツの希望がありますかということで募集をしたわけですが、行政側としてもそのニーズが分からない。例えば、他市の事例でいうと、公衆トイレとか歩道橋とか、そういった通常でいうとなかなかこういった価値がないんじゃないかといったものについても、企業側が価値を見いだして、そういったものについて提案したいということがあれば、公共施設についても維持管理費がかかりますので、そういったものの何らかの、多少でも資するものになればというところでございます。

ただ、もちろん田中委員から御指摘もありましたように、今回、提案の対象施設の中でも対象外としたところの部分で、市民に親しまれている施設、こういったものについては当然ながら導入すべきではないということは考えてございます。ですから、企業側から仮にそういった施設に提案があったとしても、その提案された施設、今後どういうものが具体的に上がってくるか分かりませんが、その上がってきた施設について、今、市民においてどういう位置にある施設なのかというものを一つ一つ丁寧に検証した上で、この提案について採否をし決定をしていく、そういった検討は大事だと思っています。

また、金額について、この10万円以上と資料にお示しさせていただきましたものは、市の中では市の施設といってもピンからキリまで、施設の一部ということも含めていますので、本当にピンからキリまでございます。そういうこともございますので、なかなか一定の基準というものを設けるのも難しいということもございましたので、提案の段階ではまず冷やかしを防ぐという意味で、最低10万円以上は出してくださいよというところでございます。

当然ながら、今、手間暇というお話がありました。まさにそのとおりでございます。手間暇をかけてそれだけの見合う金額がなければ、やはりそれはふさわしくないということもございますので、具体的に提案が上がってきた施設において、その提案金額、これがそれに見合うものなのかどうかといったもの、それも検証等の材料ということで検討させていただいた上で、それが見合った金額ということであれば改めて公募を実施するというところで考えてございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 先ほど、ほとんど意見は言っちゃったので繰り返すこともないんですが、全国の例を見ると、とある大都市の市民会館では特定大学の名前をつけちゃって、それまでほかの大学が入学式とかいろいろ使っていたのにもう使わないというような例とかですね、もういろいろあります。それは例を挙げれば切りがないので、ですからそういう意味では、本当に水戸市民がそれを望んでいるのかという問題も出てくると思います。もちろん税金で造ったり管理したりしていくわけで、そういう公共性、公平性を考えた対応をしないと後々問題が起きるんじゃないかなと懸念を持っているという意見を申し上げまして終わりたいと思います。

○高倉委員長 ほかにございますか。

福島委員。

○福島委員 このネーミングライツについては4月か5月にいつも出て大騒ぎしているんですよ。千波湖を売っちゃうと。自然のものを売っちゃうと。まず最初に、反対するにしても金になればいいんじゃないかという判断で。私はネーミングライツには一つの限度と格付がなければならないと思っているんですよ。何で

もみんな売りに出しちゃうといったら、今まで先人が築いたこの水戸市はどうなっちゃうの。

それとその限度ですが、例えば資本金が幾らだとか、売上金額が幾らだとか、それから水戸市の地元業者を優先するとか、それから年間の観光売上高というものは幾らでなければならないとか、やはり水戸市だって入札をやるときには格付で入札しているんですよ。これも同じ入札ですから。それから、資産があるかないか分からないで、ただ入札でネーミングライツを導入してすぐ潰れましたよというのにも困る。それと、なぜこんなにネーミングライツで騒ぎ出したの、大きな要因は。

まず、整理するから。第1点は、なぜネーミングライツで水戸市を売らなきゃならないの。先ほども言ったけれども、令和2年度決算では不用額が123億円も出ている、50万円以上で93億円も出ているんだから、それは使えなかったということなんですよ。だから、なぜそんなにお金が必要なんだという大義名分がなくてはならない。

それから第2点は企業の格付。というのは、この事業に対して入札もそうだけれども、水戸市の地元業者じゃなければならないとか。私らがいつも騒いでいるのはここなんです。もうこの出るやつよりも、千波湖を売っちゃうのはもう、落札業者が決まっているんだよ。そういうなれ合いでこういうものをつくったら事件になるでしょうと言っているの。

それと金額が10万円以上ですよ。そうしたならば、陸上競技場とか水戸市の野球場、ああいうのも同じくするの。みんなそれぞれ格付というものがあって、入札というのができるんだよ。それも水戸市の資産は何でもいいから売っちゃうべと。

そうじゃなくして、自然遺産、歴史遺産、そして文化遺産、そういうものは我々は絶対駄目だと言っているの。だから何でもできちゃうんだよ、これをやれば。例えば、町内にある児童公園、これを300万円、400万円ですべて売っちゃえばいいんだよ。そうすると町内の名前でも何でもいいから全部名前がつけられるというの。

だけれども、先ほど田中委員が言ったように県民文化センターがザ・ヒロサワ・シティ会館って、我々には全然なじまない。やはりネーミングというのはそのもの自体が、市民がより理解できる密着したものでなければならない。

それから、この金額だって、これでは10万円以上全部同じですよ。そういうばかなことはないですよ。それには格付でお金をずっと払える業者と払えない業者がある。それから、市民が親しんだ業者もある。それから、今後まずこうやる前に、執行部が考えて、我々はこういうものについてネーミングライツをやるんだというのを出示してもらいたいと思う。

何でも場当たりの千波公園で、田鶴鳴梅林で、こっちのアナハイム通りも売りに出すと。それは駄目だと言ったら今度は向こうの消防の出初め式をやるところを売っちゃうべと。やはり、世の中というのは誰もが納得できるという問題でなければならない。だから、ある程度これを出すのであれば、そういう格付とか限度額とか、それから将来のネーミングライツの課題、すなわちこういうものがありますよとか、こういうのはこのくらいのランクとか、これ以上はあれですよという例示がなくて、ただやりますよ、何でもやっちゃいますよ。何なら小学校まで売られちゃう。

だから、我々にそういう誤解を与えないような、誰もが納得するネーミングでなければならない。それに

はまず最初に、ネーミングライツの綱領というものは、こういうものはこうですよときちんとやって、歴史的なそういうものはやりませんよとか。だから、そういうものをはっきり示してくださいよ。今言ったのは答えてよ。

○高倉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

ネーミングライツの導入につきましては、やはり市の施設、たくさんの大きい施設から小さい施設まで様々な施設がございます。日常において様々な市民に御利用いただいているわけですが、施設の維持管理費についても積み上げてまいりますと膨大な金額となりますので、ネーミングライツを導入することによって、その維持管理費について多少の軽減を図るといったところが一つ大きな目的にあるかと考えてございます。

ただ、委員が御指摘したように、ネーミングライツを導入した場合、企業といった部分、格付とおっしゃいましたが、やはり安定性といったものは重要だと思っております。やはり、ネーミングライツがついた途端に倒産をしたのでは非常に望ましくない状態でございますので、そういった部分の審査といったものは十分考えていかなければいけないものだろうと考えてございます。

また、金額につきましても、先ほど御説明したものは、あくまでも提案自体の金額ということで、提案自体の冷やかしの防ぐという意味で最低10万円以上というものでございますが、当然、施設の規模あるいは施設の種類によって、その金額というのはやはり大きく異なると考えてございます。市としてネーミングライツを付与するというのであれば、やはりその施設に応じた金額というものを設定すべきであろうと考えてございますので、そういった部分については、具体的な提案があった後の所管課での検討、あるいは選定委員会の中で具体的にその内容について検討していくわけですが、この2段階で検討のタイミングを設けてございますので、そうした中でも、この金額については具体的に望ましいのかどうかといったものを検討すべきだろうと考えてございます。

あと、具体的に、市内の企業が優先されるべきではないとか、そういったお話もありました。やはり、これ自体は、本当にどういった施設が提案されるのかどうかといったものも正直私も把握しておりません。というか、むしろ把握していないからこそ、この提案によってニーズをつかむということがこの制度の趣旨でございますので、そういった部分で、例えばこれまでの他市の事例でも、例えば歩道橋などでは歩道橋に隣接する商店などがネーミングライツとして募集をして、何とか商店前歩道橋というネーミングライツをつけたいとか、そういう御提案もございました。ですから、これ自体は、やはり具体的な提案を上げていただいた中で、その提案自体が、その施設に望ましいものなのかどうかを含めて検討していくというところで考えてございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 維持管理費、維持管理費と言うけれども、維持管理費を計算してその10%以上とか何かの制限がなければおかしいだろうよ。水戸市はさっきも言ったように、令和2年度決算で100億円も不用額が出ているんだよ。それでは冷やかしの同じだろう、10万円以上と言ったら。じゃ、10万円なら我が会派だって、市役所の職員、職員組合だって1人1,000円ずつ出せば3,000人いるんだもの、300万円

も400万円も払える。

それと、大体、10万円以上ですよという値段をつけること自体がおかしいんじゃないの。最低線を引いているんだろけれども、じゃ、10万円というのは何が10万円なの。限度額を引いたその算出基礎になる物件というのはどのくらいあるの。例示を示してくださいよ、次回の委員会で。

○高倉委員長 10万円というのは、最終的にネーミングライツの金額ではないわけですよ。ちょっとそここのところが分かりづらいので、熊田課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

10万円ということの根拠につきましては、こちらは先行の自治体において、いわゆる提案制度を導入している自治体においても、やはり具体的に冷やかし等で事務の手間が逆に増えているというようなこと、そういった弊害があるということで10万円という設定をしている事例がございました。そういったものによって、あくまで10万円という設定をしてございますが、当然ながらこれがイコール、ネーミングライツの金額になるわけではございません。

やはり、先ほど来から申し上げているとおり、当然、施設の規模、あるいは施設の特性に応じてその金額というのは変えていくべきであろうと考えてございます。その際に、例えば維持管理費10%程度を取るべきであろうという委員の御指摘もありましたが、そういったものも一つの指標になるかと思っておりますので、今後そのネーミングライツの金額の設定については、いただいた御意見なども参考にしながら検討していきたいというふうに考えてございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 これ以上やり合ってもしょうがないけれども、やはり入札なんだから基準というものがなければ困るんだよ。それと、なぜその金を何に使うかと、あなたが言ったように維持管理費でもいいよ。それなら維持管理費の、例えば市役所が10万円で売ったって、10万円もらったって何千万円、何億円ってかかっているのに止めておいたほうがいい。やはり、そういう算定基準というものをを出してもらわなければ。何が何でもやるんだと、これは何なんだという大義名分が維持管理費だ、維持管理費だというけれども、維持管理費が今まで払えなかったわけじゃないからね。ちゃんと払ってるよ、そうだろう。普通は維持管理費がなくなっちゃったから、だから極端なことを言えば植木やなんかの剪定や伐採、それは毎年毎年どんどん大きくなっちゃうから維持管理費がどんどん上がっていくわけだよ。いやそういうものだったら、これはあれしようという必要性があるが、維持管理費がなくて水戸市は建物を造っちゃうの。そういうことじゃないだろうよ。今まで我々議会は、維持管理費も何も全部、算出基礎をもってできますよというから認めてきたんでしょ。じゃ、今度は払えませぬよというならば、夕張市と同じで財政債権団体になっちゃうでしょうよ。

だから、そこら辺を何でもかんでも売っちゃえば、金が入ればいいと。金が入ったって、たかが10万円や20万円が入ったって何にもならないと言っているんだよ。だから、きちんと算定基準というものを出して、維持管理費が幾らだからその10%以内ですよとか、何か基本的な考えがなければならぬでしょうよ。だから、そういうものを次回は出してください。

○高倉委員長 今、福島委員のほうから言われた、ネーミングライツの価格設定をする場合の算定基準を明確にするべきだと、確かにそのとおりだと思います。その資料については、また正副委員長のほうで協議を

させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

そのほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件について終わります。

以上で、報告事項を終わります。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時56分 散会